





侵害品リスト一覧

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
1	Z.5 10.30	追加 水刺間 チャ ングムの料理書		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	本件ドラマの主人公チャングムは、 歴史上に記録がほとんどなく、医女 であることしか分かっておらず、宮中 で料理人として働いていたというの は物語のなかの想像に過ぎず、当 然、主人公の料理本は現存せず、 本件ドラマのために特別に制作され たものであり、唯一のオリジナルで ある。また、紙、文字、記載内容に おいて創作性が高い。	本件展覧会において展示し、原告の展示権 (著作権法25条)を侵害した。 (2006年5月2日～5月14日 日本橋三越 2006年8月12日～8月27日 長崎ハウステ ンボスコトレヒトプラザ 2006年9月2日～9月10日 名古屋栄三越 2006年9月15日～9月24日 新潟三越 2006年10月4日～10月11日 札幌三越 2006年10月18日～10月30日 横浜高島 屋 2006年12月27日～2007年1月7日 広島 三越 2007年2月27日～3月7日 小倉井筒屋 2007年8月9日～8月21日 香林坊大和)
2	Z.5 10.40	追加 手紙① 母の 形見の手紙(ミョンイ の形見ということで、 包丁と一緒にハン尚 宮からチャングムに 渡されたもの)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	本件手紙は主人公の母親が書いた 手紙で、主人公に水刺間の最高位 の女官になって欲しいという内容の もので、上記1と同様本件ドラマのた めに特別に制作されたものであり、 唯一のオリジナルである。また、紙、 文字、記載内容において創作性が 高い。	同上
3	Z.5 10.50	追加 手紙② 気味 尚宮の書(気味尚宮 が書いた書。内容は 風が冷たくて王様の 体調がよくないので、漢方薬を処方し て欲しいという注文 書)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	上記1、2と同様。	同上
4	Z.5 10.60	追加 手紙③ ハン 尚宮の手紙 ハン尚 宮がミョンイを心配 する内容		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	上記1、2、3と同様。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
5	Z.5 11.00	中宗大王の部屋 机		MBCA	2005年(平成17年)10月13日, 原告は, MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる机として、金具部分に彫刻が施されるなど、セットの雰囲気に合わせて制作されたものであって、創作性が高い。	同上
6	Z.5 12.00	中宗大王の部屋 三層棚		MBCA	2005年(平成17年)10月13日, 原告は, MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる家具として、豪華な装飾が施されるなど、セットの雰囲気に合わせて一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創作性が高い。	同上
7	Z.5 12.10	中宗大王の部屋 筆筒		MBCA	2005年(平成17年)10月13日, 原告は, MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる家具として、豪華な装飾が施されるなど、セットの雰囲気に合わせて一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創作性が高い。	同上
8	Z.5 16.10	中宗大王の部屋 筆筒小物入れ		MBCA	2005年(平成17年)10月13日, 原告は, MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる家具として、豪華な装飾が施されるなど、セットの雰囲気に合わせて一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創作性が高い。	同上
9	Z.5 25.00	皇太后の部屋 文机		MBCA	2005年(平成17年)10月13日, 原告は, MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	朝鮮王朝の皇太后の部屋に使用された机。皇太后の部屋に置かれる机として、金具部分に彫刻が施されるなど、セットの雰囲気に合わせて制作されたものであって、創作性が高い。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
10	Z.5 26.00	皇太后の部屋 クッション		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	皇太后の部屋のセットに使用された家具。皇太后の部屋に合わせて豪華な装飾が施されるなど、一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創作性が高い。	同上
11	Z.5 27.00	皇太后の部屋 デスク		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	皇太后の部屋のセットに使用された家具。皇太后の部屋に合わせて豪華な装飾が施されるなど、一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創作性が高い。	同上
12	Z.5 28.00	皇太后の部屋 2段の棚		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	皇太后の部屋のセットに使用された家具。皇太后の部屋に合わせて豪華な装飾が施されるなど、一品制作されたものであって、美術的価値・創作性が高い。保険評価額が高い。	同上
13	Z.5 33.10	皇太后の部屋 華角鏡台		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	皇太后の部屋のセットに仕様された小道具。豪華で緻密な装飾が施されており、一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創作性が高い。	同上
14	Z.5 33.50	皇太后の部屋 屏風		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	皇太后の部屋のセットに仕様された小道具。豪華で緻密な装飾が施されており、一品制作されたものであって、美術的価値・創作性が高い。保険評価額が高い。	同上

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
15	Z.5 105.10	三層棚		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	水刺間のセット用に作成された棚で、細かい装飾が施されており美術的価値が高い。保険評価額も高い。	同上
16	Z.5 42.00~ 106.30	水刺間舞台セット		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	本件ドラマの主要な舞台であるが、本件ドラマ制作時に朝鮮王朝時代の水刺間は現存しておらず、詳細な資料がない状況で、水刺間の細部にいたるまで精密に制作しており、ドラマ終了後はテーマパークにそのまま設置、展示されるなど完成度の高い舞台セットである。すなわち、個々の食器、道具等がありふれたものであっても、多種多様な食器類、道具類から、ドラマのイメージ及びストーリーに合った食器や道具類としてどのようなを選び、どのように配列すべきかを工夫して製作された舞台セットであるので、セット全体が編集著作物として創作性がある。	本件展覧会において、本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に、一部は複製して再現し、MBCAから貸与された物と一緒に配列して展示し、もって、複製権(著作権法21条)及び展示権(同法25条)を侵害した。
17	Z.5 11.00~ 16.20	中宗大王の部屋セット		MBCA	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	本件ドラマの主要な舞台であり、王族の部屋という性質上、細部にわたって絢爛豪華に制作されており、本件ドラマ終了後も、展示会などで展示されるなど完成度の高い舞台セットである。すなわち、個々の小物等に創作性がなくとも、朝鮮王朝の王の食事を主題の一つとするドラマとして、王の食事についてのビジュアルの資料が残されていない中、ドラマのイメージ及びストーリーに沿った小物や食卓、座布団、屏風、タンス等を製作したりして選択し、それらがどのように並べられれば王族の部屋らしく豪華絢爛に見えるか、またテレビドラマとして見栄えがいかを検討した上、食卓に数多くの料理や器を配列し、屏風やタンス等も配置しているのであって、セット全体として、編集著作物としての著作物性がある。	本件展覧会において、本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に、一部は複製して再現し、MBCAから貸与された物と一緒に配列して展示し、もって、複製権(著作権法21条)及び展示権(同法25条)を侵害した。

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
18	Z.5 25.00 ~33.50	皇太后の部屋セット		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告は、 MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	本件ドラマの主要な舞台であり、皇太后の部屋という性質上、細部にわたって絢爛豪華に制作されており、本件ドラマ終了後も、展示会などで展示されるなど完成度の高い舞台セットである。すなわち、参考となる歴史資料が残されていない中、皇太后というキャラクターのイメージ及び本件ドラマのストーリーに沿った机、座布団、肘掛け、屏風、タンス等を製作したりして選択し、それらがどのように並べられれば皇太后の部屋らしく豪華絢爛に見えるか、またテレビドラマとして見栄えがいかを検討した上、机、屏風やタンス等も配置しているのであって、セット全体として、編集著作物としての著作物性がある。	本件展示会において本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に再現・展示し複製権(著作権法21条)・展示権(同法25条)を侵害した。
19	Z.5 141.00 ~160.50	内医院セット		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	内医院は、主人公が初めて医女になった者であるという本件ドラマのストーリーにおいて主要な舞台であるが、本件ドラマ制作時に朝鮮王朝時代の内医院は現存しておらず、詳細な資料がない状況で、内医院の細部にいたるまで精密に制作しており、ドラマ終了後はテーマパークにそのまま設置、展示されるなど完成度の高い舞台セットである。すなわち、個々の小道具などに著作物性がなくても、主人公が活躍する舞台としての内医院として、どのような什器類が備わっているべきか検討の上、机や椅子、薬草を保管している箱や薬研(くすりおろし)を製作、加工するなどして選択し、内医院のイメージ及びテレビドラマとしての見栄えを考慮の上、これら道具類等を配置しているのであって、全体として編集著作物として創作性がある。	本件展示会において本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に再現・展示し複製権(著作権法21条)・展示権(同法25条)を侵害した。
20	Z.5 4.00	チャングム子役(見習い)時代の衣装 チマ(スカート)、チヨ ゴリ(上衣)(綿)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	本件展示会において展示し、原告の展示権(著作権法25条)を侵害した。 (2006年5月2日~5月14日 日本橋三越 2006年8月12日~8月27日 長崎ハウステンボスユトレヒトプラザ 2006年9月2日~9月10日 名古屋栄三越 2006年9月15日~9月24日 新潟三越 2006年10月4日~10月11日 札幌三越 2006年10月18日~10月30日 横浜高島屋 2006年12月27日~2007年1月7日 広島三越 2007年2月27日~3月7日 小倉井筒屋 2007年8月9日~8月21日 香林坊大和)

通し 番号	証拠番号	品目	写真	製作者 原著作者	権利取得原因	創作性についての主張	著作権侵害の侵害内容
21	Z.5 5.00	チャングム(水刺間 女官 青)の衣装 チマ(スカート)、チヨ ゴリ(上衣)(絹)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在したが、腰から下に巻くスタイルのものではなく、ドラマの衣装用エプロンは上半身を覆うスタイルのもので、ドラマ用に新たにデザインされたものである。このエプロンには、両サイドにスリットが入っており、歩いたときに下に着たスカートの色が見えるようにし、また、身分の高い人に会うときに手を隠せるようにしてきちんとした印象と清潔感を与えることができるように工夫されており創作性が高い。 さらに、朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	同上
22	Z.5 17.00	王子の衣装(エンジ 帽子1、エンジに金 模様の衣束1) 上 衣(絹)		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	王子役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役を演じる役者の雰囲気に合わせて制作された一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	同上
23	Z.5 17.30	王子の衣装(エンジ 帽子1、エンジに金 模様の衣束1) 帽 子		MBCA	2005年(平成17年) 10月13日、原告 は、MBCAより著作 権の譲渡を受けた (甲1)。	王子役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役を演じる役者の雰囲気に合わせて制作された一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	同上